

栄町町制施行 70 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

制定 令和 7 年 3 月 31 日

施行 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「栄町町制施行 70 周年記念ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第 2 条 ロゴマークは別記のとおりとする。

(使用の申請)

第 3 条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、栄町町制施行 70 周年記念ロゴマーク使用許可申請書(別記第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) ロゴマークの使用イメージがわかるもの

(2) 申請者が法人の場合にあつては、当該法人に関する概要

(3) ロゴマークの使用をする対象が、営業行為による物であつて、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 52 条の規定による許可を受けなければならないものである場合は、当該許可を受けたことを証する書類の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項の規定による申請を要せず、ロゴマークを使用することができる。

(1) 栄町が使用するとき。

(2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(4) 栄町町制施行 70 周年記念冠事業の承認等に関する要綱(令和 7 年 1 月 24 日制定)に基づく承認を受けた団体等が、当該承認を受けた事業で使用するとき。

(5) その他町長が特に必要と認めるとき。

（使用の制限）

第4条 町長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を許可しないものとする。

- （1）栄町の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- （2）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （3）特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （4）町長が別に定める栄町町制施行70周年記念ロゴマークに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づく使用をしない又は使用をしないおそれがあるとき。
- （5）栄町町制施行70周年記念事業の推進に支障が生ずるおそれがあるとき。
- （6）その他ロゴマークの使用が不適当であると町長が認めるとき。

（使用の許可）

第5条 町長は、第3条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る使用を許可すると認めたときは、栄町町制施行70周年記念ロゴマーク使用許可通知書（別記第2号様式）により、当該使用を却下すると認めたときは、栄町町制施行70周年記念ロゴマーク使用却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による許可（以下「使用許可」という。）をする場合において、必要な条件を付することができる。

（使用の期間）

第6条 ロゴマークの使用をすることができる期間は、使用許可をした日から令和8年3月31日までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（変更申請等）

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、栄町町制施行70周年記念ロゴマーク使用変更申請書（別記第4号様式）に、変更に係る書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る使用の変更を許可すると認めたときは、栄町町制施行

70周年記念ロゴマーク使用変更許可通知書（別記第5号様式）により、当該使用を却下すると認めたときは、栄町町制施行70周年記念ロゴマーク使用変更却下通知書（別記第6号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）使用許可を受けた用途にのみ使用すること。
- （2）町長が付した条件に従うこと。
- （3）使用許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （4）ロゴマークを使用し、商標法（昭和34年法律第137号）に基づく商標登録をしないこと、意匠法（昭和34年法律125号）に基づく意匠登録をしないことその他の自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- （5）ガイドラインに基づき正しく使用すること。
- （6）ロゴマークの使用をする対象物を町長に提出すること。ただし、提出が困難と認められる当該対象物については、その確認ができるものをもって代えることができる。
- （7）町長から要請があった場合は、ロゴマークの使用状況を報告すること。
- （8）事故、知的財産権の侵害その他のロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう、使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- （9）食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他各種法令を遵守すること。

（使用の許可の取消し）

第9条 町長は、使用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- （1）この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- （2）偽りその他の不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
- （3）その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、栄町町制施行70

周年記念ロゴマーク使用許可取消通知書（別記第7号様式）により、当該取消しをする使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、前項の通知があった日以降、当該使用の許可を受けて作成した最終成果物の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。

4 許可取消者は、町長からロゴマークの使用をした対象について回収の指示があったときは、自己の負担でこれを行わなければならない。

5 第1項の規定による取消しにより生じた損失等について、栄町は一切の責任を負わない。

（使用料）

第10条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

（使用に起因する問題）

第11条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題が生じたときは、自己の責任をもって速やかに対処するものとし、栄町は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

（損害賠償）

第12条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題により栄町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記（第2条）

栄町町制施行70周年記念ロゴマーク



別 記

第 1 号様式（第 3 条第 1 項）

栄町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用許可申請書

年 月 日

栄町長 様

住所（所在地）
申請者 氏名（名称及び代表者名）
電話番号

ロゴマークを使用したいので、栄町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

ロゴマークの使用を す る 対 象	
使 用 方 法	
目 的	
場 所	
数 量	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
有 償 ・ 無 償 の 別	・ 有償（価格 円／税込） ・ 無償
担 当 責 任 者 （ 電 話 番 号 ）	
備 考	

第 2 号様式（第 5 条第 1 項）

栄町 指令第 号
年 月 日

栄町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用許可通知書

様

栄町長
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用について、下記のとおり許可
しますので、栄町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱第 5 条第 1 項の規定により、
通知します。

記

ロゴマークの使用を す る 対 象	
使 用 方 法	
目 的	
場 所	
数 量	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
有 償 ・ 無 償 の 別	・ 有償（価格 円／税込） ・ 無償
許 可 番 号	
備 考	

第3号様式（第5条第1項）

栄町 指令第 号
年 月 日

栄町町制施行70周年記念ロゴマーク使用却下通知書

様

栄町長
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用について、下記のとおり却下しますので、栄町町制施行70周年記念ロゴマーク使用取扱要綱第5条第1項の規定により、通知します。

記

却下理由

第4号様式（第7条第1項）

栄町町制施行70周年記念ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日

栄町長 様

住所（所在地）
申請者 氏名（名称及び代表者名）
電話番号

年 月 日付けで許可を受けたロゴマークの使用内容を変更したいので、栄町町制施行70周年記念ロゴマーク使用取扱要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

許 可 番 号	
ロゴマークの使用を す る 対 象	
変 更 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る添付書類	
備 考	

第 5 号様式（第 7 条第 2 項）

栄町 指令第 号
年 月 日

栄町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用変更許可通知書

様

栄町長
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用内容の変更について、下記のとおり許可しますので、栄町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱第 7 条第 2 項の規定により、通知します。

記

許 可 番 号	
ロゴマークの使用を す る 対 象	
変 更 内 容	
備 考	

第 6 号様式（第 7 条第 2 項）

栄町 指令第 号
年 月 日

栄町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用変更却下通知書

様

栄町長
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあったロゴマークの使用内容の変更について、下記のとおり却下しますので、栄町町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用取扱要綱第 7 条第 2 項の規定により、通知します。

記

却下理由

第7号様式（第9条第2項）

栄町 達第 号
年 月 日

栄町町制施行70周年記念ロゴマーク使用許可取消通知書

様

栄町長
(公 印 省 略)

年 月 日付けで許可のあったロゴマークの使用について、下記のとおり取り消しますので、栄町町制施行70周年記念ロゴマーク使用取扱要綱第9条第2項の規定により、通知します。

記

許可番号

取消理由